

No. _____

南相馬市生活支援義援金受領証明書

住 所 熊本県熊本市津浦町13-47

氏 名 日本ディスクゴルフ協会 会長 川崎篤人 様

¥ 650,000円

上記の金額を受領しました。

平成23年5月19日

南相馬市災害対策本部 本部長 桜井 勝延



※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に平成24年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

- （注1）所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- （注2）所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

御 礼

拝啓 新緑の候ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は南相馬市政について格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

またこのたびは、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により被災した当市市民のために、多額の義援金を賜り誠にありがとうございます。御浄財は、趣旨を体して被災市民の生活支援や災害復旧並びに当市復興のため有効に活用させていただく所存です。

市民の生活に落ち着きを取り戻し、復興を遂げるまでにはまだまだ時間を要しますが、貴殿をはじめ多くの皆様へ一日も早く元気で活力のある南相馬市の姿を見ていただけるよう力の限り努めて参る考えであります。

ここに、このたびの御厚情に対し、失礼とは存じますが、書中をもちましてお礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

敬具

平成二十三年五月

南相馬市災害対策本部本部長

南相馬市長

桜井勝延